

新潟県産材の家づくり支援事業（通常支援メニュー）実施要領

（総則）

第1 新潟県産材の家づくり支援事業（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2 本事業は、製材需要の大宗を占める住宅建築分野において、県産材利用の定着・拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第3 本要領で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産材」とは、第14の規定に基づく県産材工場（申請者の補助金交付申請兼実績報告時において適正な誓約書（第1号様式）が提出された工場を含む。）が、合法的な手続を経て県内で伐採された丸太を加工した木材製品をいい、樹種は問わない。
- (2) 「住宅」とは、県内の居住のための建築物とし、住宅の種類（専用住宅、店舗その他の併用住宅等）、建て方（一戸建て、長屋建て、共同住宅等）及び構造（木造・非木造）は問わない。なお、建売住宅を含むものとする。
- (3) 「建築」とは、新築及びリフォーム（増築・改築・修繕・模様替）をいう。
- (4) 「新築」とは、建築物のない更地又は既存建築物を除却した更地に建築物を建てる工事をいう。
- (5) 「増築」とは、既存の建築物のある敷地内において、床面積の合計が増加する工事をいう。
- (6) 「改築」とは、既存の建築物の一部を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なる建築物を建てる工事をいう。
なお、建築物の全部を取り壊して建て直す場合は「新築」とする。
- (7) 「修繕」とは、建築物の劣化した部分や部材、低下した性能や機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させる工事をいう。
- (8) 「模様替」とは、建築物を別の仕様でつくり替え、性能や品質を回復又は向上させる工事をいう。
- (9) 「上棟」とは、柱や梁などを組み立てて屋根の一番上の部材である棟木を取り付けることをいう。
- (10) 「県産材使用量」とは、 3 m^3 以上の県産材を使用した住宅の新築又は 1 m^3 以上の県産材を使用した住宅のリフォームにおける県産材の使用量をいう。

(補助金の交付対象者)

第4 補助金の交付対象者は、県内に事業所を有し、本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者
- (2) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者
- (3) 宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者

(補助額)

第5 補助額は、別表1のとおりとする。

(募集)

第6 募集は、県のホームページ等にて受付期間を提示して開始し、募集年度の3月10日（3月10日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）まで行うものとする。

ただし、交付決定額が当該年度の予算額に達し次第、終了する。

(事業申込み)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、建築主から申込みに係る同意を取得した上で、第6の募集期間内において、原則、補助対象とする木材等を用いた住宅の上棟後おおむね10日までに、事業予定書（第2号様式）を、別表3に掲げる機関の長（以下「局長」という。）に別表4に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

事業を予定する住宅にリフォームを含む場合は、原則、壁張り後おおむね10日までの申込みとする。

また、補助対象とする木材を地盤改良工事でのみ使用する住宅の場合は、原則、地盤改良工事完了後おおむね10日までの申込みとする。

ただし、例外的な取扱いについて、附則のとおり定める。

(交付予定者の通知)

第8 局長は、第7に規定する事業予定書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めた場合は、交付予定者とし、申込みをした者に通知するものとする。

(事業予定の変更及び申込みの辞退)

第9 第8の規定により通知を受けた者（以下「交付予定者」という。）は、第7の事業予定書に記載した補助金申請予定額を増額する場合は、あらかじめ変更予定書（第2号様式）を局長に別表4に掲げる関係書類を添えて提出し、交付予定者の変更通知を受けなければならない。なお、変更予定書の確認及び結果の通知については、第8に準じるものとする。

2 交付予定者は、申込みを辞退する場合、速やかに辞退届（第4号様式）を局長に提

出しなければならない。なお、第 11 に定める期日までに補助金の交付申請兼実績報告がない場合は辞退したものとする。

(建売住宅・納材等が年度をまたぐ住宅)

第 10 次の各号のいずれかに該当する住宅を建築しようとする者（以下「予定者」という。）は、原則上棟後おおむね 10 日までに、事前確認依頼書（第 5 号様式）に、住宅建築予定地地図、住宅建築工事契約書の写し（建売住宅の場合、建築確認済証の写し）、図面（平面図・立面図）並びに木拾い表等使用部材明細のわかる書類と住宅建設場所の現況の全景写真を添えて、局長に提出するものとする。

- (1) 上棟前に売買契約が成立していない建売住宅
- (2) 3 月 10 日から 3 月 31 日の間に上棟、県産材の納材又は加算補助の納品・施工が完了する住宅
- (3) 県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が上棟日の属する年度の翌年度となる住宅

2 局長は、前項の事前確認依頼書の提出を受け、予定者に対し、事前確認の実施の有無及び事前確認を実施する場合、その日時を通知するものとする。

3 予定者は、現地確認に立会うものとする。

4 局長は、現地確認又は書類審査を行い、適正であると認めたときは、予定者に通知するものとする。

5 前項の通知の対象住宅は、第 1 項の各号ごとに下表に定める年度において募集があった場合には、第 7 の規定に関わらず、当該年度の補助基準その他の規定に基づき申込みすることができるものとする。

該当する号数	申込みできる年度
第 1 項の (1)	第 4 項に定める通知を受けた年度
第 1 項の (2)	上棟、県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が属する年度の翌年度
第 1 項の (3)	県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が属する年度

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 11 交付予定者は、補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第 1 号様式の 2）を別表 5 に掲げる関係書類を添付して、次に定める期間に局長に提出しなければならないものとする。ただし、受付は、交付決定額が当該年度の予算額に達し次第、終了する。

なお、受付期間の初日が閉庁日の場合はその直後の開庁日からとし、受付期間の末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日までとする。

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
受付期間	5/1～5/31	7/1～7/31	9/1～9/30	11/1～11/30	2/1～3/10

2 補助金交付申請及び実績報告の額の上限は、第 7 の事業予定書に記載した補助金申請予定額とする。なお、第 9 第 1 項の交付予定者の変更通知を受けた者については、補助金交付申請及び実績報告の額の上限は、変更予定書に記載した補助金申請

予定額とする。

- 3 要綱第 11 に規定する状況報告書（要綱第 5 号様式）は、補助金交付申請書兼実績報告書をもってこれに代えるものとする。
- 4 交付予定者は、県産材の納材に係る工場等が発行する伝票類（納材伝票、請求書等）の記載内容を確認した上で、補助金交付申請書兼実績報告書を提出するものとする。
なお、伝票類は県産材表記がされているものとする。
- 5 交付予定者は、前項の納材に係る伝票類について、補助事業の完了検査及びその他局長の求めがあった際には、これを提示しなければならない。ただし、交付予定者が製材工場を兼ねており、自社で製材した部材を使用する場合、前項の納材に係る伝票類は、製品管理台帳等に代えるものとする。
- 6 補助金交付申請書兼実績報告書の添付書類に使用する加算補助に関する写真の撮影管理基準は、別表 6「新潟県産材の家づくり支援事業写真管理基準」によるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第 12 局長は第 11 に規定する補助金交付申請書兼実績報告書が適切であると認めるときは、補助金の交付決定及び額を確定し、申請者へ通知及び補助金の交付をするものとする。

（補助金の返還）

- 第 13 交付予定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。
- (1) 規則、要綱又はこの要領の規定に違反したとき
 - (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

（県産材工場）

- 第 14 工場の所在地を所管する局長に誓約書（第 1 号様式）を提出し、県がホームページに掲載した工場を県産材工場とする。
- 2 局長は、前項の誓約書を受理したときは、その内容を確認し適当と認めるときは、知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、前項の報告を受けたときは、県のホームページにおいて工場の名称、所在地、有効期間を公表する。
 - 4 県産材工場の有効期間は、第 2 項の報告の日から誓約書の提出のあった年度の末日とし、第 15 に規定する県産材工場の取消しがあった場合を除き、1 年間自動更新するものとする。
 - 5 県産材工場は、県産材の入出荷の状況を整理（台帳の整備等）し、関係書類を 5 年間保管しなければならない。

- 6 局長は、県産材工場に対し、県産材の分別管理や出荷の状況を確認するため、立入等の調査を行うことができるものとする。
- 7 県産材工場は、前項の調査に協力しなければならない。

(県産材工場の取消し)

- 第 15 局長は、次のいずれかに該当する場合、県産材工場を取消しできるものとする。
なお、(1)及び(2)に該当する場合、該当工場に取消しを通知するとともに、工場の名称・所在地及び取消し理由等を公表することができるものとする。
- (1) 関係書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 誓約内容に違反した場合
 - (3) 県産材工場から取消しの申し出があった場合

(新潟県産材の需要拡大に係る協力)

- 第 16 補助金の交付を受けた者は、県産材利用のPRを行うとともに、需要拡大に係るアンケート及び補助金の交付の対象となった住宅の写真提供等について、県から依頼があった場合、協力を努めるものとする。

(書類の保管)

- 第 17 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業の申請に係る関係書類と合わせて、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(報告)

- 第 18 局長は、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。
- (1) 申込み及び申請状況（期日、様式は知事が別に定める。）
 - (2) 補助金交付実績（期日、様式は知事が別に定める。）
 - (3) 県産材工場の誓約書（第1号様式）の写し
 - (4) 県産材工場取消し通知書の写し
 - (5) しっくい塗り施工証明書（要綱別記）の写し

(その他)

- 第 19 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、平成 31 年 5 月末日までに別表 2 の機関へ持参もしくは郵送着となる申請については、平成 31 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築もしくは壁張のあったリフォームに使用した木材を申請に含むことができるものとする。
- 3 平成 31 年 5 月末日までに第 16 条に規定する誓約書を提出した県産材工場は、平成 31 年度事業募集当初において第 3 条(1)に規定する県産材工場であったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、令和 2 年 5 月末日までに別表 2 の機関へ持参もしくは郵送着となる申請については、令和 2 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築もしくは壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含むことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、令和 2 年 7 月末日までに別表 2 の機関へ持参又は郵送着となる事業申込みについては、令和 2 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築又は壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 7 条の規定に関わらず、令和 3 年 5 月末日までに別表 2 の機関へ持参又は郵送着となる事業申込みについては、令和 3 年 4 月 1 日以降に上棟のあった新築又は壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含めることができるものとする。
- 3 令和 3 年 5 月末日までに第 14 条に規定する誓約書を提出した県産材工場は、令和 3 年度事業募集当初において第 3 条(1)に規定する県産材工場であったものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定に関わらず、令和4年5月末日までに別表2の地域機関へ持参又は郵送着となる事業申込みについては、令和4年4月1日以降に上棟のあった新築又は壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7の規定に関わらず、令和5年6月末日までに別表2の機関へ持参もしくは郵送着となる申込みについては、令和5年4月1日以降に上棟のあった新築もしくは壁張のあったリフォームに使用した木材を申込みを含むことができるものとする。
- 3 令和5年6月末日までに第14に規定する誓約書を提出した県産材工場は、令和5年度事業募集当初において第3(1)に規定する県産材工場であったものとする。
- 4 新潟県産材の家づくり支援事業(建築主向け)実施要領(令和4年4月26日施行)は、廃止とする。ただし、同実施要領第10条第1項(2)及び(4)の規定に該当する住宅で、同第4項に規定する事前確認結果通知を受けたものは、令和5年度において本事業に申込みできるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7の規定に関わらず、令和6年6月末日までに別表3の機関へ持参もしくは郵送着となる申込みについては、令和6年4月1日以降に、上棟のあった新築住宅もしくは壁張のあったリフォーム住宅及び住宅見学会等を申込みを含むことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月4日から施行する。

(経過措置)

2 新築住宅の上棟時期又はリフォーム住宅の壁張り時期、地盤改良工事でのみ使用の住宅の地盤改良工事完了時期が令和7年4月1日以降の場合、第7の規定に関わらず、令和7年8月末までに別表3の機関へ持参、郵送着もしくは電子メール送付等により申込むことができる。

3 令和7年8月末日までに第14に規定する誓約書を提出した県産材工場は、令和7年度事業募集当初において第3の(1)に規定する県産材工場であったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第5関係・補助額)

1 補助額は、次のとおりとする。なお、補助金の交付を受けた者は、補助額相当の一部（木材費の値下げ、オプションの追加等）を建築主に還元するものとする。

2 県産材使用の数値基準と補助額は、以下のとおりとする。

また、県産材使用量に算入できる県産材の使用箇所等は、別表2に示すとおりとする。

県産材 使用量	1m ³ 以上 3m ³ 未満	3m ³ 以上 5m ³ 未満	5m ³ 以上 10m ³ 未満	10m ³ 以上 15m ³ 未満	15m ³ 以上 20m ³ 未満	20m ³ 以上
補助額	4,800円/m ³	2.4万円	4万円	8万円	13万円	19万円
適用	リフォーム	新築・リフォーム				

※ 一戸建て住宅の場合、1棟当たりの県産材使用量で補助額を算出すること。

共同住宅等の場合、1戸当たりの県産材使用量で補助額を算出すること。

3 2の補助対象となる住宅について、使用する瓦が次に掲げる基準に該当する場合、瓦に対して加算補助する。

(基準)

県産瓦	住宅の屋根材として、県産焼瓦、これと同等の品質・性能を有すると認められる県産スレート瓦等（以下「県産瓦」という。）を使用する場合であって、県産瓦の代金が20万円以上の場合、以下の表のとおり加算補助する。
-----	---

(規模別加算補助額)

県産瓦屋根坪 (県産瓦屋根面積)	60坪未満 (100m ² 未満相当)	60坪以上100坪未満 (100m ² 以上166m ² 未満相当)	100坪以上 (166m ² 以上相当)
加算補助額	15万円	19万円	26万円

※ 別表2の(2)又は(3)における県産瓦使用も補助対象に含むことができるものとする。ただし、別表2の(2)又は(3)に県産材を使用した場合に限るものとする。

4 2の補助対象となる住宅について、使用する畳が次に掲げる基準に該当する場合、畳に対して加算補助する。

(基準)

県産畳	住宅の畳材として、県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳（以下「県産畳」という。）を使用する場合であって、材料費を含む県産畳施工代金が5万円以上の場合、12万円を上限に以下の表のとおり加算補助する。
-----	--

(加算補助額)

1畳当たり加算補助額
6,000円

※ 1畳の大きさは、JIS規格の標準寸法による区分のうち176cm×88cm(江戸間)

を標準とする。

- ※ 対象となる最少畳数は4.5畳とし、その場合の加算補助額は2.4万円とする。標準と異なるサイズの畳を使用する場合は、標準に換算した畳数（小数点以下は切り捨てる。ただし、4.5畳以上5.0畳未満は4.5畳とする。）により加算補助額を決定する。
 - ※ 別表2の(2)又は(3)における県産畳使用も補助対象に含むことができるものとする。ただし、別表2の(2)又は(3)に県産材を使用した場合に限るものとする。
- 5 2の補助対象となる住宅について、使用するしっくい塗り及び珪藻土塗りが次に掲げる基準に該当する場合、しっくい・珪藻土塗りに対して加算補助する。

(基準)

しっくい 塗り	住宅において県内左官業者が別紙1「既調合しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり加算補助する。
珪藻土 塗り	住宅において県内業者（左官業者・大工・工務店等）が別紙2「既調合珪藻土塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり加算補助する。

(規模別加算補助額)

施工面積	20 m ² 以上	40 m ² 以上	60 m ² 以上	80 m ² 以上
	40 m ² 未満	60 m ² 未満	80 m ² 未満	
しっくい塗り加算補助額	5万円	11万円	14万円	19万円
珪藻土塗り加算補助額	4万円	8万円	10万円	13万円

- ※ しっくい塗りと珪藻土塗りを併用する場合の加算補助額は、19万円を上限として、この表の額を組み合わせで決定する。
 - ※ 別表2の(2)又は(3)におけるしっくい・珪藻土塗りも補助対象に含むことができるものとする。ただし、別表2の(2)又は(3)に県産材を使用した場合に限るものとする。
- 6 国、都道府県、市町村等の補助事業との併用は可能とする。ただし、国、都道府県、市町村等の補助事業で他事業との併用を認めないものは除くものとする。

別表2（第5関係・使用量に算入できる県産材の使用箇所等）

<p>(1) 住宅の居住部分</p> <p>(2) 住宅の非居住部分（車庫、併用住宅の店舗部分等）</p> <p>(3) 住宅と同一敷地内において住宅建築と同時に施工する離れ及び車庫、倉庫、物置、外構等。（ただし、土地に定着していない移動可能な工作物や、仮設物は算入できないものとする。）</p> <p>(4) 造り付けの家具・建具</p> <p>※ (2)、(3)を使用量に算入する場合は、(1)（(1)における(4)を含む。）において県産材を使用しているものとする。</p> <p>※ 集成材・合板の場合、他県産材・外材との複合製品も算入できるものとする。ただし、県産材を50%以上使用したものに限る。</p>

別表3（第7関係・機関の長・書類提出先）

営業所の所在地	提出する地域機関
村上市、関川村、粟島浦村	村上地域振興局農林振興部林業振興課
新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町	新潟地域振興局農林振興部林業振興課
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、田上町、出雲崎町、弥彦村、刈羽村	長岡地域振興局農林振興部林業振興課
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局農林振興部林業振興課
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局農林振興部林業振興課
佐渡市	佐渡地域振興局農林水産振興部林業振興課

別表4（第7及び第9関係・申込み時及び変更申込み時添付書類）

<p>(1) 年度事業計画書（第3号様式）</p> <p>(2) 住宅建築工事契約書の写し（建売住宅の場合、売買契約書の写し）</p> <p>(3) その他、局長が必要と認める書類</p>
--

別表5 (第11関係・交付申請兼実績報告時添付書類)

(1) 事業成績書 (要綱別記)
(2) 県産材納品書兼証明書 (参考様式)
(3) 誓約書 (第6号様式)
(4) 戸数のわかる書類 (集合住宅等の場合)
(5) 加算補助に関する納品・施工状況写真 (加算の適用がある場合) (別表6「新潟県産材の家づくり支援事業写真管理基準」による)
(6) 各加算適用証明書類 (加算の適用がある場合) (要綱別記の各証明書等 (県産瓦出荷証明書、県産畳施工報告書、しっくい塗り施工証明書、珪藻土塗り施工報告書) に記載の添付書類。ただし、図面については既に提出済みであり、変更がない場合、省略できるものとする。)
(7) その他、局長が必要と認める書類 ※ 以下、検査時において提示を求める書類 (ただし、交付申請兼実績報告時に写しを提出することで提示に代えることができるものとする。)
(8) 建設業の許可の写し、建築士事務所登録証明書の写し又は宅地建物取引業免許証の写し
(9) 建築確認済証の写し又は建築確認申請を必要としない場合は、建築工事届の写し (ただし、リフォームで届出が必要ない場合は不要とする。)
(10) 現地写真 (上棟後・壁張り前など県産材の施工状況がわかる写真)

別表6 (第11関係・新潟県産材の家づくり支援事業写真管理基準)

(1) 瓦加算	○施工後の完成写真
(2) 畳加算	○敷込後の完成写真 ・畳を敷き込んだ部屋の全景 (引き) の写真 ・畳の枚数が分かるよう撮影すること
(3) しっくい 珪藻土塗り 加算	○施工後の完成写真 ・しっくい塗り (又は珪藻土塗り) の施工面の数が分かるよう撮影すること ○珪藻土塗りの場合、製品名のわかる容器等の写真

※ピントのあった、鮮明なカラー写真で、見やすい大きさであるものとする。

第1号様式（第14関係）

地域振興局長 様

誓約書

県産材の出荷にあたり、関係法令及び新潟県産材の家づくり支援事業の規定を遵守することを誓約します。

なお、県産材の出荷に係る証明内容が事実と異なることが判明した場合には、県産材工場の取消しや工場名の公表その他の措置について、一切異議を申し立てません。

その他、下記の事項について同意します。

記

- (1) 県がホームページにて、工場の名称・所在地・県産材工場の有効期間等を紹介すること。
- (2) 工場内において県産材とそれ以外の木材が混じらないよう、分別管理すること。
- (3) 県産材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう整理（台帳の整備等）し、産地証明書類とともに5年間保管すること。
- (4) 県産材の分別管理や出荷の状況を確認するため県が行う調査に協力し、改善指導があった場合には指示に従うこと。
- (5) 有効期間は、局長が内容を確認し知事へ報告した日から誓約書提出のあった年度の末日までとし、工場からの申し出や県の取消しが無い場合、1年間延長すること。

年 月 日

工場
所在地
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日

地域振興局長 様

申込者

郵便番号	
住所	
名称	
代表者氏名	
電話番号	

年度 新潟県産材の家づくり支援事業（変更）予定書

新潟県産材の家づくり支援事業実施要領第7（変更の場合は第9）の規定に基づき、下記のとおり
申込みます。

記

1 補助申請予定額（総額） 円

2 事業の内容

年度事業計画書（第3号様式）のとおり

※ 補助金を受け取るためには、補助金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添付して、要領第11に定める期間内に提出してください。

※ 補助金申請予定額が、補助金交付申請の上限額です。

※ 補助金交付申請（兼実績報告）の際、申込時に比べ県産材使用量が下回った場合は、補助金額を減額します。

※ 建築の計画の変更により、補助金申請予定額の増額を希望する場合は、あらかじめ変更予定書を提出し、交付予定者変更通知を受ける必要があります。

年度事業計画書

申込者	名称				
	担当者	氏名	メールアドレス	日中に連絡がとれる電話番号	FAX番号

(1) 補助金申請予定額(総額)

0 円

(2) 納材する県産材工場

--

県産材工場は県ホームページで公表しています。
納材工場が複数ある場合は、列記してください。

(3) 県産材等使用計画の内訳

(年 月 日現在)

建築に関する事項											補助事業に関する事項							
No.	建築場所（住所）※市町村名から	建築主の情報			建て方 (戸建・共同)	戸数 (共同住宅の場合)	新築・ リフォーム	上棟日	納材完了 日	引き渡し 予定日	契約書の 写し	使用実績					他事業との併用※3	
		建築主名	電話番号	申請に係る 同意及び補助額の 還元※1								県産材※2		加算補助額(円)			他事業の名称	
												県産材使用量(m ³)	県産材補助額(円)	県産瓦	県産畳	しっくい		珪藻土
1				<input type="checkbox"/>														
2				<input type="checkbox"/>														
3				<input type="checkbox"/>														
4				<input type="checkbox"/>														
5				<input type="checkbox"/>														
6				<input type="checkbox"/>														
7				<input type="checkbox"/>														
8				<input type="checkbox"/>														
9				<input type="checkbox"/>														
10				<input type="checkbox"/>														
11				<input type="checkbox"/>														
12				<input type="checkbox"/>														
13				<input type="checkbox"/>														
14				<input type="checkbox"/>														
15				<input type="checkbox"/>														
※ 行が不足する場合、適宜追加すること。											合計	0.00	0	0	0	0	0	

※1 建築主に対する同意取得及び補助額相当の一部の還元（木材費の値下げ、オプションの追加等）を実施しない住宅の補助は出来ません。申込者は、建築主に対し申請に係る同意を得たことの証明となる同意書等の保管を行ってください。

※2 【県産材使用量の下限】 新築の場合3㎡、リフォームの場合1㎡です。
【県産材使用量の単位】 住宅毎に小数点第2位（小数点第3位以下を切捨て）まで記入してください。なお、県産材使用量は、プレカット前の材積で記入することが可能です。
【県産材補助額の単価】 リフォームで県産材使用量が1㎡以上3㎡未満の場合は、県産材使用量（小数点第3位以下を切り捨て）に4,800円を乗じた額（千円未満を切り捨て）を記入してください。

※3 他事業（国、県、市町村等の補助事業）と併用する場合、記入してください。

第4号様式（第9関係）〔交付予定者を辞退する場合に提出〕

年 月 日

地域振興局長 様

申込者
住所
名称
代表者氏名
(決定番号)

年度 新潟県産材の家づくり支援事業辞退届

年 月 日付で標記事業の交付予定者の通知を受けましたが、下記の理由により辞退したいので、新潟県産材の家づくり支援事業実施要領第9第2項の規定に基づき届け出ます。

記

辞退の理由

注 事業申込み時から補助金申請予定額を増額する場合、変更予定書（第2号様式）を使用すること。

第5号様式（第10関係）

年 月 日

地域振興局長 様

申込者
住所
名称
代表者氏名
(決定番号)

年度新潟県産材の家づくり支援事業（通常支援メニュー）事前確認依頼書

新潟県産材の家づくり支援事業（通常支援メニュー）実施要領第10の規定により、下記のとおり依頼します。

記

1 事前確認を依頼する住宅

建築場所	(邸)
上棟予定日	年 月 日

2 事前確認希望日

決定日時	区分	希望日時	備考
	第1希望	月 日 () 時～ 時	
	第2希望	月 日 () 時～ 時	
	第3希望	月 日 () 時～ 時	

3 担当者

氏名			
電話番号		Fax 番号	
メールアドレス			

4 建築の概要

1	工事種別	新築・リフォーム	※いずれかに○印のこと
2	県産材使用量		m ³ ※小数第二位まで記載のこと。
	納材完了予定日	年 月 日	
3	納品・施工完了 予定日（加算）	納品等が年度をまたぐ加算がある場合、該当に○印のこと （ 瓦 ・ 畳 ・ しっくい塗り ・ 珪藻土塗り ） 年 月 日	
4	県産材工場		
5	売買契約予定時期	年 月頃	※建売住宅の場合、記載

5 事前確認を依頼する理由

該当する項目に○印をつけてください。

○印欄	項 目	申込みできる年度
	(1) 上棟前に売買契約が成立していない建売住宅	事前確認結果通知を受けた年度
	(2) 3月10日から3月31日の間に上棟、県産材の納材又は加算補助の納品・施工が完了する住宅	上棟、県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が属する年度の翌年度
	(3) 県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が上棟日の属する年度の翌年度となる住宅	県産材の納材又は加算補助の納品・施工の完了日が属する年度

- 1 太枠内は記入しないでください。
- 2 事前確認の希望日時を、第3希望まで記入してください。（平日9時から16時）
なお、希望日は、上棟の翌日以降から住宅の構造が確認できる期間内で、事前確認依頼者の立ち合いができ、県産材の使用部位が確認できる日にちを記入してください。
- 3 住宅建築予定地地図、住宅建築工事契約書の写し（建売住宅の場合、建築確認済証の写し）、図面（平面図・立面図）並びに木拾い表等使用部材明細のわかる書類と住宅建設場所の現況の全景写真を併せて提出してください。
- 4 上棟後おおむね10日までに局長へ提出してください。調整後、実施日時を連絡します。
- 5 確認結果通知を受けた場合でも、申込みしようとする年度に募集がない場合や申込み額が予算額に達した場合には、申請できません。
- 6 申込み内容及び申込み額は、申込み年度に適用する補助基準その他の規定に基づきます。補助基準が改正された場合、補助見込み額が変わることがあります。

第6号様式（第11関係）

地域振興局長 様

誓約書

年度新潟県産材の家づくり支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の申請に当たり、関係法令及び新潟県産材の家づくり支援事業実施要領の各規定を遵守することを誓約します。

なお、新潟県産材の家づくり支援事業に係る申請内容が事実と異なることが判明した場合には、本補助金の不交付や交付決定の取消し、本補助金の返還、業者名の公表その他の措置について、一切異議を申し立てません。

年 月 日

申請者
住所
名称
代表者氏名

証明書No. _____

県産材納品書兼証明書

年 月 日

(工務店名) _____ 様
 (納入現場名) _____ 様
 (最終納入業者名) _____ 様

(県産材工場)

所在地
 名 称
 代表者
 T E L

担当者	
-----	--

貴社の上記現場に、下記明細のとおり新潟県産材を納入しました。

記

- 1 納材完了日 年 月 日 ※県産材が建築場所へ納材された最終日を記入する。
- 2 納品明細

樹種	主な部材名	材積(m ³)	産地証明書		備考
			発行者	No.	
計					

- ※1 納入現場（住宅建築）ごとに作成のこと。
- 2 県産材産地証明書の写し及び伐採届等の証拠書類を保管のこと。
- 3 証明書発行に当って一連番号を付し管理のこと。
- 4 材積は四捨五入し小数点以下第4位まで記入のこと。プレカット加工前材積可。
- 5 製材、集成材に区分のうえ、集計すること。
- 6 「主な部材名」の欄には、「柱」「梁・桁」「羽柄材」「内装材」等を記載すること。
- 7 適宜行追加し、用紙が不足する場合は別紙を作成すること。

県産材納品書兼証明書

納品明細のつづき

樹種	主な部材名	材積 (m ³)	産地証明書		備考
			発行者	No.	
計					

(県産材工場)

所在地
名 称
代表者

- ※ 1 納入現場（住宅建築）ごとに作成のこと。
- 2 県産材産地証明書の写し及び伐採届等の証拠書類を保管のこと。
- 3 証明書発行に当って一連番号を付し管理のこと。
- 4 材積は四捨五入し小数点以下第4位まで記入のこと。プレカット加工前材積可。
- 5 製材、集成材に区分のうえ、集計すること。
- 6 「主な部材名」の欄には、「柱」「梁・桁」「羽柄材」「内装材」等を記載すること。
- 7 適宜行追加し、用紙が不足する場合は別紙を作成すること。

参考様式

年 第 号

県産材産地証明書

年 月 日

様

(発行者)

住 所

氏 名

年 月 日に貴工場に納入しました素材丸太は、下記のとおり新潟県産材であることを証明します。

記

項 目	内 容
生産場所	
生産年月日	
素材生産者名 (住所・氏名)	
工場納入量 (幹材積 m ³ ・樹種)	

- 注) 1 発行者は、工場への素材納入者とする。
- 2 当該製材工場が自社有林の素材を使用する場合は、あて先を自社名とする。
- 3 素材生産業者が自社製材工場へ納入する場合は、あて先を自社名とする。
- 4 発行番号は、発行者の一連番号とする。
- 5 本様式に必要事項を記入の上、森林法第 10 条の 8 もしくは第 15 条による伐採届出書等の写しを添付する。
- 6 この証明書及び伐採届出書等の写しを製材工場・発行者が一部ずつ保管する。

参考様式

伐採確認書

年 月 日

伐採者

様

立木所有者

住 所 _____

氏 名 _____

伐採場所				樹種	林齢(年)	伐採期間	伐採本数	材積(m ³)	備考
市町村	大字	字	地番						

- * 注1 この確認書は、特定間伐等促進計画にのみ掲載されている森林及び屋敷林での伐採並びに注3の場合に使用すること。(備考にその旨を明記)
- * 注2 森林法第5条の森林は適法に手続きした書類を提出すること。
- * 注3 森林法第15条による伐採で、伐採期間が長期にわたり期間の途中で県産材産地証明書が必要な場合に使用すること。(備考にその旨を明記)
- * 注4 全ての項目を記載すること

既調合しっくい塗り標準仕様書

1 左官業者

新潟県左官業協同組合(平成 26 年 12 月 31 日に解散した新潟県左官同業会を含む。以下、同様。)主催の「漆喰塗り技能者資格講習会」の修了者立ち会いのもとで施工すること。

2 材料、下地、調合、塗り厚、工程及び工法について

2-1 適用範囲

本仕様書は、既調合しっくいを内外壁および天井に塗り付けるしっくい塗りに適用する。なお、屋根は含まない。

2-2 材料

- (a) 消石灰は、JASS 15 左官工事 6-6 既調合しっくい塗り仕上げによる。
- (b) 既調合しっくいは、消石灰にあらかじめ繊維、のり、骨材等を工場で配合したもので、水を加える前の状態で成分表にて質量比 30%以上消石灰を含むものを使用する。
- (c) 屋根ひさしのない外壁等に使用する場合は、しっくいに油を混入するかもしくはしっくい表面に撥水材を塗布する等の措置をとる。
- (d) 撥水材は、日本建築学会 鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説 浸透性吸水防止材の品質基準に適合するものとする。
- (e) 専用下塗り材は既調合しっくい製造業者の仕様による。
- (f) 骨材は、公共建築木造工事標準仕様書 15.3.2(c)による。
- (g) 水は、水道水を使用する。
- (h) 顔料は、特記のない場合は、耐熱・耐アルカリ性の無機質のものを主原料とし、日光の直射や 100℃以上の温度によっても変色が少なく、金物を錆びさせないものとし、実績・信頼できる資料等で品質の確認されたものとする。
- (i) 吸水調整材の品質は、公共建築木造工事標準仕様書 15.3.2(g)による。その種類・使用量は既調合しっくい製造業者の仕様による。
- (j) その他、材料については製造業者の仕様による。

2-3 下地

下地はセメントモルタル塗り下地、せっこうプラスター塗り下地、せっこうボード下地、既存漆喰下地、既存塗装下地、既存ビニールクロス下地とし、下記による。

- (a) セメントモルタル塗り下地は、公共建築木造工事標準仕様書 15 章 3 節「モルタル塗り」による。
- (b) せっこうプラスター塗下地は、公共建築木造工事標準仕様書 15 章 4 節「せっこうプラスター塗」による。
- (c) せっこうボード下地は、公共建築木造工事標準仕様書 5 章「軸組構法(壁構造系)工事」、7 章「枠組壁工法工事」及び 18 章「内装工事」による。

せっこうボード下地に直接既調合しっくいを塗付ける場合は、ボードのジョイントは受け木の上に設け、釘またはタッピンネジの間隔は 100 mm とし、ボード継ぎ目にファイバーテープを貼り付け、パテ処理を行う。

- (d) 既存しっくい下地にしっくいを塗付ける場合は、汚れや浮き部分を除去した後、製造業者の指定する専用下塗材を塗付け後、施工を行う。
- (e) 既存塗装下地にしっくいを塗付ける場合は、汚れや剥離部分を除去した後、製造業者の指定する専用下塗材を塗付け後施工を行う。
- (f) 既存ビニールクロス下地にしっくいを塗付ける場合は、既存ビニールクロスを除去後、製造業者の指定する専用下塗材を塗付け後施工を行う。
- (g) その他の下地に適用するときは製造業者の仕様による。

2-4 調合、塗り厚及び工程

既調合しっくい仕上げの工程、調合および各塗り厚、間隔日数は特記による。特記のない場合は、表 1 から表 4 による。

次工程までの日数については、外部環境や乾燥具合によって若干の前後を許容する。日数を短縮する場合、監督員と協議の上、仕上げのひび割れや浮き・剥離の原因にならないよう対策を講じること。

表 1 セメントモルタル塗り下地・せっこうプラスター塗り下地

工程	材料	調合 (容積比)	塗り厚 (mm)	所要量 (kg/m ²)	間隔日数 (日)		
					次工程までの日数	最終養生	
1	吸水調整材 塗り	吸水調整材 水	1 3~5	—	0.1~ 0.2	—	—
2	中塗り砂 しっくい塗	既調合しっくい 砂 水	製造業者 の仕様による	4	—	0.5	—
3	上塗り	既調合しっくい 水	製造業者 の仕様による	1	—	—	3

表2 せっこうボード下地

工程	材料	調合 (容積比)	塗り厚 (mm)	所要量 (kg/m ²)	間隔日数 (日)		
					次工程までの日数	最終養生	
1※	専用下塗り材塗り	専用下塗材	製造業者の仕様による	同左	—	0.5	—
2	中塗り砂しっくい塗	既調合しっくい砂水	製造業者の仕様による	4	—	1	—
3	上塗り	既調合しっくい	製造業者の仕様による	1	—	—	3

※ 1に先立ち吸水調整剤塗りを行う場合の所要量等は、表1に準ずること。

表3 既存しっくい下地、既存塗装下地

工程	材料	調合 (容積比)	塗り厚 (mm)	所要量 (kg/m ²)	間隔日数 (日)		
					次工程までの日数	最終養生	
1	汚れ、剥離部分除去	—	—	—	—	—	—
2	専用下塗り材塗り	専用下塗材	製造業者の仕様による	同左	—	0.5	—
3	中塗り砂しっくい塗	既調合しっくい砂水	製造業者の仕様による	4	—	1	—
4	上塗り	既調合しっくい	製造業者の仕様による	1	—	—	3

表 4 既存ビニールクロス下地

工程	材料	調合 (容積比)	塗り 厚 (mm)	所要量 (kg/m ²)	間隔日数 (日)	
					次工程まで の日数	最終養生
1	既存ビニール クロス除去	—	—	—	—	—
2	専用下塗り 材塗り	専用下塗材	製造業者 の仕様による	同左	—	0.5
3	中塗り砂 しっくい塗	既調合しっくい 砂 水	製造業者 の仕様による	4	—	1
4	上塗り	既調合しっくい	製造業者 の仕様による	1	—	—
						3

2-5 工法

(a) 材料の練り混ぜ

材料の練り混ぜは、既調合しっくいは施工前日までに水で練り混ぜ、当日まで空気に触れないようにする。

(b) 吸水調整材塗り

吸水調整材塗りは、下地をよく清掃してから、下地の吸い込みのばらつきをなくすよう、だれや塗り残しのないように塗り付ける。

(c) 専用下塗り材塗り

専用下塗り材を製造業者の指定する厚さで塗付け、こてで押える。

(d) 中塗り砂しっくい塗り

中塗り砂しっくいを、塗り付ける。

セメントモルタル塗り下地・せっこうプラスター塗り下地で、既存下地にクラックが多い場合、耐アルカリ性ガラス繊維ネットの使用について監督員と協議する。

(e) 上塗り

中塗り砂しっくいを塗り付けた後、中塗りが半乾燥状態のとき、水引き具合を見計らい上塗りを行う。

上塗りは、最初にこすりつけるように薄く下付けする。下付け後直ちに上付けを行い、水引き具合をみながら平滑に金こて押える。

6 養生

(a) 塗り作業中は、できる限り通風をなくす。塗り付け後は水引き具合を見て徐々に適度の通風を与え、塗り面を自然に乾燥させる。

(b) 施工地の最低温度が3℃を下回る場合は、施工を中止する。

(c) 夏季の外部施工は必ずシート掛け養生をし、下地には適度な散水養生を行う。

(d) 雨天時の外部施工は行なわない。やむをえず施工を行う場合は、壁面に雨が当たらないように適切な処置を行う。

(e) 最低施工後3日間は、外部のしっくい面に雨が当たらないようシート養生する。

(f) ヘアークラック程度は、タッチアップにより補修を行う。

※ 加算補助を受ける場合に必ず施工業者に確認願います。

共通

別紙 2

既調合珪藻土塗り標準仕様書

1 材料、下地、調合、塗り厚、工程及び工法について

1-1 適用範囲

本仕様書は、既調合珪藻土を内壁および天井に塗り付ける珪藻土塗りに適用する。

1-2 材料

- (a) 珪藻土は、JIS A 6904（石膏系）JIS A 6909（石灰系）による。
- (b) 既調合珪藻土は、水を加える前の状態で成分表にて樹脂（有機質分）16%以下のものを使用する。
- (c) 専用下塗り材は既調合珪藻土製造業者の仕様による。
- (d) 水は、水道水を使用する。
- (e) 顔料は、特記のない場合は、耐熱・耐アルカリ性の無機質のものを主原料とし、日光の直射や100℃以上の温度によっても変色が少なく、金物を錆びさせないものとし、実績・信頼できる資料等で品質の確認されたものとする。
- (f) その他、材料については製造業者の仕様による。

1-3 下地

既調合しっくい塗り標準仕様書 2-3-C 参照。

1-4 調合、塗り厚及び工程

既調合珪藻土仕上げの工程、調合および各塗り厚は、メーカー仕様による。

1-5 工法

- (a) 材料の練り混ぜ
メーカー仕様による（着色があり配合注意）
- (b) 専用下塗り材塗り
メーカー仕様による。
- (c) 上塗り
メーカー仕様による。

1-6 養生

- (a) 塗り作業中は、できる限り通風をなくす。塗り付け後は水引き具合を見て徐々に適度の通風を与え、塗り面を自然に乾燥させる。
- (b) 施工地の最低温度が3℃を下回る場合は、採暖等養生し施工する。